

誘致対象企業の開拓に係る企業情報の収集・管理及び訪問許諾等獲得等業務公募型プロポーザル公募要領

神戸市企画調整局医療・新産業本部 新産業部企業立地課

1. 業務の名称

誘致対象企業の開拓に係る企業情報の収集・管理及び訪問許諾等獲得等業務

2. 目的

神戸市（以下、「本市」）では、平成 17 年 4 月に「神戸エンタープライズ プロモーション ビューロー」を設立し、市が所有する主要な産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク、ポートアイランド第2期、神戸空港島等）や都心エリアを中心とした賃貸オフィス等への企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

企業誘致を効果的に推進するためには、企業の経営企画部門等へ直接的に本市の優れたビジネス環境を伝え、進出意欲を高めることが重要である。このため、企業情報の収集力・営業力に強みのある民間事業者のノウハウを活用し、本市がターゲットとする企業を抽出し訪問許諾を得るなどして直接アプローチすることで、成功可能性の高い誘致活動を実現し、同時に誘致活動の効率化を図っていく。

3. 業務の内容

- (1) 本市が誘致対象とする企業等のデータ抽出をする「情報収集管理業務」
- (2) 情報収集により得た企業情報に基づいた、「訪問またはオンライン形式の面談アポイントメント等獲得業務」

【業務概要】

(1)情報収集管理業務

本市の希望を踏まえ、事業者の保有する企業データから本市が誘致対象とする企業群等を抽出する。また、事業者が独自に有するノウハウを活用し、潜在的に神戸市への進出ニーズを持つ企業を抽出する。

(2)訪問またはオンライン形式の面談アポイントメント獲得業務

(1)で抽出した企業および当市から提供される企業リストに対し、訪問またはオンライン形式の面談アポイントメントを取得する。アポイントが困難な場合は、本市 PR 資料の送付についての許可及び企業担当者の連絡先の取得・継続連絡許可を得ること。また、業務の進捗状況については遅滞なく適時に本市へ報告するとともに、本市職員 10 名程度が同時に情報共有できる仕組みを提供すること。

※具体的な企業の選定及び企業の抽出方法や件数、絞り込みなどについては、本市担当職

員と十分協議するものとする。

※(1)(2)の業務については受託業者が自ら一貫して行うこと。受託業者以外の業者への再委託は認めない。

【本市が誘致対象とする業種の例】

- ① 医療、航空・宇宙、新エネルギー、IT等の成長分野の関連企業
- ② BCPの観点から事業拠点の分散化を図っている企業、住工混在地域に立地している企業など移転ニーズを抱える企業
- ③ オフィスの新設・開設や移転等を検討している企業
- ④ 研究開発部門を所有する企業 等

4. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

5. 委託料（上限）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

6. 参加者資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (8) 本市の定める「情報セキュリティ遵守特記事項」の内容を遵守することができる者であること。

7. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

ただし、応募者の提供するサービス規約等に同意するものではなく、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8. 応募手続き（企画提案書の提出）

提出期限までに下記のとおり応募書類をE-mailにより提出ください。

(1) 提出期限

E-mailにより令和2年9月7日（月）17：00必着

（送付後、到着確認の連絡を電話にて行うこと）

E-mail送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp

到着確認電話連絡先：078-322-5329

(2) 提出先

神戸市企画調整局 医療・新産業本部 企業立地課

(3) 応募書類

①提案申請書（様式1）（A4 サイズ）

②会社概要書（任意様式）（ // ）

③企画提案書（任意様式）（ // ）

※下記評価基準に関する提案は必ず記載すること。

④見積書（任意様式）（A4 サイズ）

9. 質問および回答

(1) 質問事項のある場合はE-mailにより、下記のとおり送付してください。（電話・Faxによる受付は行いません。）なお、E-mailのタイトルは必ず「誘致対象企業の開拓に係る企業情報の収集・管理及び訪問許諾等獲得等業務に関する質問」としてください。

・E-mail送付先：corp_re@office.city.kobe.lg.jp

・質問期限：令和2年7月31日（金）17：00まで

(2) 質問はE-mailにて回答し、必要に応じて、下記のホームページにおいて公開
します。

神戸市企業進出総合サイトSTART UP! KOBE

<https://kobe-investment.jp/>

10. 選定方法及び結果の通知

事業者選定会において評価基準により優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、一または複数の優秀提案者を得点の高い順に契約の相手方の候補者とします。なお、同点の場合は、評価項目のうち「B：企画案の内容」の点数が最も高いものを優先順位の高い候補者とします。以下、「A：応募者の受託適正（実施体制、実績等）」「C：事業費」の評価項目の順に同様に決定します。

(1) 事業者選定会

①日時 令和2年9月15日（火） 13時～15時（予定）

②場所 神戸市役所内

※ 書類審査にて行います。必要に応じて応募者へのヒアリングを行う場合があります。

(2) 評価基準

A：応募者の受託適正（実施体制、人員体制、トラブル等に対する予防・対応体制、過去実績等） 【20点】

B：企画案の内容 【70点】

- ・情報共有の仕組みの有用性
- ・情報セキュリティ対策等の内容
- ・訪問アポイントメントの取得についての工夫や、効率的な誘致活動を達成するための工夫
- ・抽出可能な企業数について（事業者が保有する企業データ数、抽出条件等）
- ・訪問アポイントメント数等の目安 等

C：事業費 【10点】

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して、文書で通知します。但し、選定理由についての問い合わせには応じません。

また、審査結果は、各提案者の順位と点数を公表します（社名は契約候補者名のみを公表）。

11. 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と神戸市が協議し、神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行います。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、事業者選定会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行います。

12. 事業者選定スケジュール(予定)

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 実施要領等の交付開始 | :令和2年7月27日(月) |
| (2) 質問期限 | :令和2年7月31日(金) 17:00 |
| (3) 質問への回答 | :令和2年8月5日(水) |
| (4) 応募書類の提出期限 | :令和2年9月7日(月) 17:00 |
| (5) 事業者選定会 | :令和2年9月15日(火)
13:00~15:00(予定) |
| (6) 選定結果通知 | :令和元年9月中旬(予定) |
| (7) 契約締結 | :令和元年9月中旬(予定) |

13. その他

- ・提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とします。
- ・応募者からの提出物は、返却しません。
- ・評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び事業者選定会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けません。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を減額または返還させることができる権利を有します。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければなりません。
- ・実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとします。
- ・本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとします。

14. 問い合わせ先

神戸市医療・新産業本部新産業部企業立地課

担当：森田、酒井

TEL：078-322-5329

E-mail：corp_re@office.city.kobe.lg.jp